

○健康保険組合の事業所編入について

(平成14年3月22日)

(保発第0322003号)

(地方厚生(支)局長あて厚生労働省保険局長通知)

(公印省略)

標記については、昭和37年3月28日保発第7号小職通知により取り扱われてきたところであるが、これを改め、今後は次の方針によることとしたから遺憾のないよう取り扱われたい。なお、これに伴い、昭和37年3月28日保発第7号通知は廃止する。

記

健康保険組合(以下「組合」という。)における事業所編入については、次に掲げる事業所について、編入後における組合の事業運営が、組合の本旨にのっとり、円滑に行われると認められる場合に行うものとする。

- 1 単一事業主が設立している組合及びこれに準ずる組合にあつては、編入することができる事業所は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 単一事業主の事業所
 - (2) 編入対象である事業所の事業主が法人である場合においては、組合の設立事業所との間で、証券取引法(昭和23年法律第25号)第193条に基づき定められている、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にあること。
 - (3) 編入対象である事業所の事業主の役員のおお半数が、組合の適用事業所の役員で占められている事業所
 - (4) 編入対象である事業所の事業主に使用される者のおお半数が、組合の被保険者であった者で占められている事業所
 - (5) 組合を構成している事業主又は被保険者で組織されている団体の事業所
- 2 業種を同じくする2以上の事業主が設立している組合にあつては、編入することができる事業所は、同一業種の事業所とするが、編入対象である事業所が組合の設立事業所との間で、前記1に定める要件に該当する場合については、当該組合に含めて差し支えないこと。
- 3 地域を同じくする2以上の事業主が設立している組合にあつては、編入することができる事業所は、その規約をもって組合員となりうべき範囲として定められている区域内における事業所とするが、編入対象である事業所が組合の設立事業所との間で、前記1に定める要件に該当する場合については、当該組合に含めて差し支えないこと。